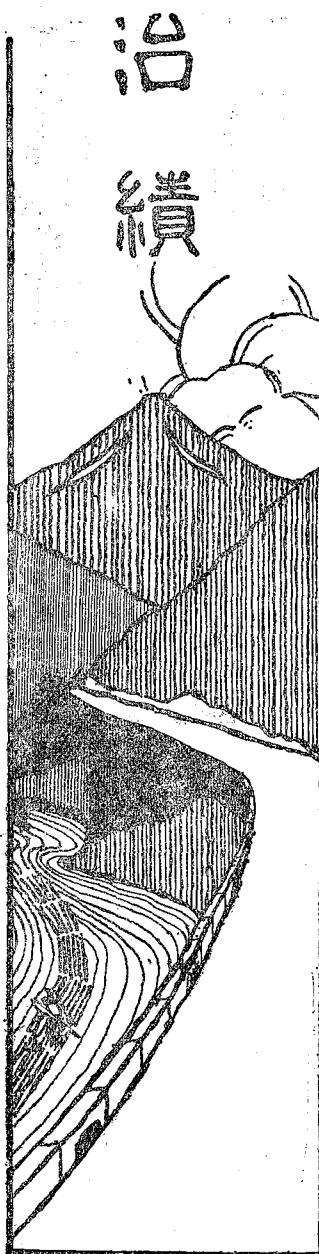


京都市の道路

京都市長 土岐嘉平



現今京都市の道路は平安京建設以來、幾多の變遷を経てゐるが、大體に於て當時の都制によるもの如く、舊市街にあつては街衢整然、その街路名も亦平安京以來のものが多々。

平安京は桓武帝延暦十二年正月都を遷さんとして山背國

葛野郡宇多村の地を相し、翌十三年十月こゝに新都を略成し、長岡京より遷幸あらせられたもので、その造營は延暦十三年三月に始まり、同廿四年に終つたものの如く、都制の大體は平城京の制度を多少變改して踏襲された所で、道路名の如き殆んどそのまま継承され続いている。

街衢は中央に幅員二十八丈の朱雀大路を以て左右兩京に分たれ、此大路を中心として南北に通ずる大小路三十三、東京極より西京極に及んで居る。十二丈の大路は東西大宮通がそれであつて、東西京極大路は各幅員十丈、壬生、東西洞院、(以上左京) 皇嘉門、道祖、木辻(以上右京) の六大路は共に廣さ八丈で、以上の十三は何れも縦街に屬する大路である。此他二十の小路が縦走するが、何れも幅員は四丈で、これ亦平城京の遺制に基くものである。

東西に走るもの即ち横街は朱雀大路以下の縦街と交差して碁盤目形をなすもので、北は一條より南九條に至る大小路三十五、就中内裏に面接せる二條大路は幅員最も廣く十七丈あつて、其以下十二丈、十丈、八丈、四丈の種類に分たれ、八丈以上を大路と、四丈を小路とする事は縦街と同じである。

此等の大小路には皆夫々名稱を附したが、殆んど平城京の舊稱をそのまま、用ひたもので、例へば平安京右京二坊大路を道祖大路と云つたのは平城京の佐貴大路を訛したもので

同じ意味から來たものであり、又 平城京に東西堀川、押小路、木辻大路があつたが平安京にもこれらの名稱を見る所で、長岡京の猪熊の如きも亦平安京に同名の小路があるを見てもその一般を知る可きである。

街衢に大小あるは、大路は市坊の綱となり、小路はその紀となるとされたもので、其幅員は一偏の垣の中心より他の一偏の垣の中心までをはかつたものである。

これら大小路の幅員は延喜式及拾芥抄に明記してゐるが道路と町との幅を計算すると次の様である。

町 小路の幅

(東西) 千二百八十八丈

(南北) 千五百二十丈

二百三十三丈

かくの如く都城の經營なつて大小路縱横に參差し、整齊完備したが、朱雀大路の如きは坦々として宏闊の趣をあらはし、左右の路傍列樹綠蔭をなして美はしく大廈邸第と相和して實に壯觀を呈したが、「みわたせば柳櫻をこきませて都は春の錦なりけり」と詠まれたのを見てもその美觀が知

られる。

而して道路の維持修理に就いても種々考慮され、官府は或は嚴令を設けて市民の節制ある注意をうながし、又は官民相共に進んで維持奉仕をなすことの規定さへ設けて、これが保護策を講じた。即ち延喜式の彈正臺の條下には前者に屬す可き刑罰的法令を出して實行要項を示し、之を犯すことあらば嚴科に處し、次第によりては有司に上申して官人ならば位階季祿を奪はんとさへ云つてゐる。

同書京職の條は寧ろ後者の場合に當る可く、其職司は民政を中心とする所であるから、進んで市民と共に首府の美觀と秩序とを保たんとしたもので、次の如き規定が施行されてゐた。

第一 塗除規定 京内の路面はそれに面する家が各自塗除すべきもので時々彈正及市吏の巡察があり、宮城及朱雀大路の塗除は雇夫をして塗除せしめ、又左京にては大學、神泉苑、東鴻臚館を、右京では穀倉院と西鴻臚館とを受持たしめたもので、この雇夫の賃

は米二升と規定された。

一 牛馬に關する規定 騎馬の者は垣下に就いて往還することを止め、朱雀大路、宮城等には牛馬を放し飼ひにすることは出來ない等と定められた。

一 植樹及耕作の規定 神泉苑の廻りの地には町毎に七株の柳を京職をして植えしめ、大路の列樹は當司當家人をして栽植せしめた。京城内には水田を營む事をゆるされなかつたが、大小路卑濕の地等には路面を狹めない程度で水葱、芹、蓮の類を栽培することを許され、京中閑地あらば、貧富を論ぜず適當に野菜等を栽培して地の利を得せしめた。

一 大路に門長屋を建つる規定 三位已上のものは之を建てることを許され、其の子孫がその地に居住する間は認められ、それ以下のものは許されなかつた。尙條坊の垣を勝手に開くことは絶対に禁止された。

一 路傍行路上の規定 京中の衛士、使丁等は坊にて商賈をなすを禁じ、路傍に死病者を棄つるのは彈正臺

の禁ずる所で之を發見したものは施藥、悲田院に送る便宜をはからなければならない。

一 傍示の規定 普請をなし或は垣の損しを修築する者は必ず條坊に榜示を出して衆人に注意を與へなければならなかつた。

以上の如く諸種の條令を設けて道路の維持につとめたが當時の市民は未だ之を節守するだけの文化程度をもたなかつたものか、折角の法令も空文の状態となつたものが多かつた。

又都城の職員中左右京職は道路行政を司り、雇使の中に「守朱雀樹四人」があつて朱雀大路の街路樹を損傷せしめない爲めに四人の守衛ををいたが、これは非常に注目に値す可き事であつて、平城京にはこの制がなかつた。又掃清丁三十六人ををいたのは前述の通りである。彈正臺によつて取締が行はれた事も上にあげた如くである。

斯の如き盛大の平安京も幾何もなくして右京は裏類に趣き、「西京人家漸稀殆幾幽墟矣」と池亭記に云へる如き状

態となつたが、當時の道路は如何なる有様であつたかについて考へるにもと京内の道路は悉く京職の被管に屬してゐたが、路面の修繕等にあたつては時に諸國をして賦課工事をなさしめた事もあつたので、即小右記萬壽二年九月六日の條を見るに、京内破損の道路は南海諸國に課して修めしめた事を記してゐる。又一宗教家皮聖行圓が獨力を以て栗田山の道路改築工事に盡力した如きは以て適例とす可く、水路の如きも小右記萬壽四年九月八日の條に

中河水、今日引入、從毎日堀水路引入也。（從中御門未

西行、經高倉春日等小路東院東大路、大炊御門大路等引水）萬里小路並富小路辻橋、富小路東町十字橋等急令造渡云々

と云へるは、貴族の私用に供したものであらうが、堀割工事が屢々行はれたもので、此等は新規の交通路の需要に依て設計されたものであらう。しかし他面京内の道路及官衙敷地等が悉く實用に供されたものでなくして、京中に相當空閑の地があり、之を市民に耕作せしめたもので、洛内道

路の大線たる朱雀大路の如きも「朱雀大路巷所耕作事早奏事由、皆悉可停止之由仰之」（玉葉建久二年六月八日條）とあるを見ても其の他の道路は推して知る可きであり、右京の衰退と相まつて、多くの道路が悪化して、清潔をかき、塵芥汚穢を放棄せられたり、甚しきに至つては耕作地となへなつたものと考へられる。

併し左京は右京に比して繁盛し、池亭記にも東京四條以北は「多所群聚也」と云ひ、かなり美觀を呈したものであるが、鴨川の洪水によつて禍され、唯だ、洛東の地が市街區をなした様である。

其の後保元、平治の二亂に依て平安京はさびれ、「古き都を來て見れば、淺茅が原とぞなりにける、月の光はくまなくて、秋風のみぞ身にはしむ」と嘆かしむる状態となり、更に安元の大火灾で左京の大半は焼土となつたが、加ふるに治承四年の福原遷都に依て、さしもの都も曠野とならんとしたが、種々物議を生じた事に依て、半年を出でずして舊都に復したとは云ふものの、衰微其の極に達し、源平盛衰

記に「去儘に目出度かりし都なれ共、小路には堀々切て逆木を引、車などの通ふべき様もなし」とある如く、道路も一層の荒廢を來たし、平氏没落後は里内裏となつて左右京は全く衰へ、往時の盛況は見られなくなつたのである。

鎌倉時代に於ては洛東に六波羅館亭かをかれ、諸大寺が建立されて發達し、又洛北でも同じく、社寺や別業が増加して發展したが、かの執權北條泰時の時に民治に意を用ひ京都市街警固の目的を以て「篭屋守護人」と云ふ制を發布したが、これは京中の街衢四十八ヶ所に籠屋を設けて京畿の武士が非違を戒めたもので、この守護人が終夜籠をもやして警衛につとめたのである。

次に室町時代に至つては京都皇居は東洞院土御門殿に移り、足利氏、その他諸侯の邸第別業をはじめ寺院の建立等により北部開發し、この地の庶民に至つても高價なる物品をひさぐものが多かつたが、これに反し所謂下京と云はれる南部は庶民階級の住宅地となつた。併しこうした京都市街の大半はかの有名な應仁の亂の市街戦によつて灰燼とな

つ處處御す「應仁記」に「下は二條上は御靈辻子まで西は大舍人東は室町をさかいにて百町餘公家武家大小人家三萬餘宇皆灰燼となつて今郊原となり畢りぬ」といひ、翌二年から引續いて洛中洛外での合戦によつて、愈々荒廢の極に達したのである。

應仁以後に於ける京都は「應仁記」に「計らず萬歳期せし花の都も今何ぞ狐狼の伏土となるんとは、適々殘る東寺北野さへ灰土となるを、古にも治亂興廢のならひありといへとも、應仁の一變は佛法王法とも破滅し」と云つたのはその實狀で、一條禪閣兼良も亦二條以北は禁裏仙洞の外神祇官、大政官をはじめて諸官百寮の居所、一字も残らず焼

亡し、一面廣茫たる原野のさきに北の郊外を合せ望み得る旨を記して居り、「下京古町之記」には「下京は高倉より東は一面河原にて家も無之、五條今之松原より下者田野川原也」と云て居る事等からも、京師市街の荒涼其極に達せるを知る可く平安盛時の大都市たる王城は忽ち荒原となつて都城四邊の地渺漠として區別なき状態を呈したものであ

る。この状態はやがて織田信長勅を奉じ足利義昭を擁して京師に入るや、首として皇室の式微を復し皇居を造営したが、同時に京都の市街を復興し、以て庶民の離散を防ぎ之が招來をはかつた事によつて漸次舊態に復するに至つた。即ち信長は種々の條令を出して商工の發展を促し、交通の便を圖つて、民力の回復と都市の復興とを企たが、未だ當時の京都は盛と云ふ事は出來ない。市街の如きも「京都文書」に掲げられた數によれば元龜二年十一月に上京八十四町にして下京は纏に四十三町に過ぎない。併しこの後秀吉よく民政を行つたので十年ならずして京都の市街大いに復興するに至つた。

尙信長は民政に意を用ひ、「道路法」を發布して幕府管内の關津を廢し、同時に關稅を免除して旅客行商の難儀を救ひ、且つ管内の道路を修理してゐる。

この關所を廢し、道路を修めた事は即ち民庶の利便をばかり、政道の一端としたものであるが、これ亦京都市街の復興に今日の所謂都市人口集中をやすからしめる一助とし

たものと思はれる。

次いで豊臣秀吉が政を執るや、先づ邸第を設け城郭を築いたが、之に依て寺社の移轉を命ぜられたもの多く、これを悉く引きまとめて一區割となさんとし、これより市街を整ひ、通路を計畫し、橋梁の修理に及んだが、洛の内外を明かにする爲め所謂市街の外郭に代ふるに土居を以てし

市の周圍を環らした。此等は平安京開始以來の大事業と云ふべきで、ことに土居は市街を囲み、周回五里餘、廣さ三十餘間より八九間に及んだが、北部で特に延長されて居り、この方面が市街として發達して居つたのを知るのである。しかし秀吉の薨後漸次市街の膨脹につれ或は切り開かれて、幾多の市街を造り民屋ごとに建ち、從てこの土居は縦横に道路と相並行し或は交差し、徳川三百年の間に殆んど全形を失ひ、ことに東部、南部は市民住宅地として長足の進歩をとげ、只「切通」「開」「土手町」等の名稱に依てその痕跡を知るのみである。

又天正十七年秀吉洛東に大佛殿の工事をなすや自然京都

伏見間の往來頻繁となり、交通が盛になつて、この間に於ける橋梁の位置最も不便を感じるに至り、こゝに古來の松原橋を五條坊門に移して五條橋と稱した。

同年増田長盛に命じて三條大橋を架せしめた。これは以前の木橋に代ふるに石材を以てして、美觀を呈したと云はれる。

天正十九年京都の外郭御土居を造營するや、其前後に於て寺院の移轉を行つた。即ち京中に散在して居つた諸寺院を集めて、東京極に移し、今の寺町通をなしたのはこの時で、現今東邊の諸大寺は多くこの時に遷されたものである。當時京極通は北鞍馬口より南五條の間概ね東側は寺院を以て建て列ねられたので、之を寺町通と稱した。

これと共に市中の整理も行はれたもので「勸修寺晴豊記」の天正十九年閏一月廿一日の條に

廿一日晴、京中方々屋敷かへちようちや町其外六丁町かわり、からす丸町高岡出雲今日道具共預申候

とあり、上京の長者町附近の舊區家屋の整理されたのを知

る可く、其の他にも市中の移轉混亂して、雜踏し、亂争の如く焼亡の後の如き状況を呈した事を記して居る。

徳川氏この後をうけて京師興隆の策を講じたので、大いに隆昌に趣き、慶長の末、元和の初に至て東は鳴川、西は大宮、北は上立賣、南は七條に及び市街の交通發達し、道路も整備されたと思はれる。此の後更に、祇園新地、七條新地、其の他を開拓したので、街衢も大いに擴大された。乃ち西北は大宮より北野に接し、上立賣より鞍馬口、廬山寺通に接し全く整頓せる市街をなした。

而してこの時代に於ては從來の保制がすたれて町組制度が發達したが、これまでの市街區の外に社寺門前が發達し、こゝに境内町を見るに至つたが、就中兩本願寺境内町の如きは最も著しいもので、慶長以後に於てその町數百十餘ヶ町に及んだが、この他建仁、相國、本國寺等の境内或は門前に町を有し、祇園、清水、大佛、知恩院等の洛外地にも境内發達し、洛中洛外社寺門前境内町二百七十八町を算へたと云はれてゐる。

又徳川時代には多くの新地の開發を見たが、これらの中朱雀野西新屋敷は寛永十七年七月敷地一萬三千四百五十九坪五合を遊廓地として公許したが、その内道路を五百七坪と定めて居り、宮川町筋の如く四條河原を寛文六年開發して町となし、ついで前面の護岸に石垣を築いて道路を通じ寛延の頃より茶屋渡世を許したものや、又一條新地の享保十九年畠地三千九十七坪を遊女町たらしめんと出願して許可され、后變遷を経て、古の田園も繁盛を加へるに至り、川東は寶永の大火によつて皇居附近の民家をこの地にうつしたもので、新丸太町通・新富小路通等の通名あるはこれがためで、江戸時代に於ける都市政策の一端をうかがひうるのである。

又祇園新地は初め一村落にすぎなかつたが元和年間に祇園清井の二町開け、後寛文六年六町を開いて茶屋渡世を許し、更に正徳年間に六ヶ町を開いたが漸次發展し、四條大橋をへだて、洛中と接するに至つた。

又賀茂川は磧地が多かつたが、之が浚渫修復が行はれ、

「一、往還の人牛馬等に至るまで橋の上に停滯致すべからず」とか、「此杭木より洛中荷馬口付のもの乗るべからず」等の制札が建てられて、注意された。

又三條大橋・四條大橋・五條大橋等は河々洪水に依て流失或は破損を來したが、この時代に鴨川筋の浚渫と相まつて完全なる橋梁を架した。

又京都市の交通に大なる影響を與へたものに高瀬川の開鑿がある。これは慶長十三年かの大佛殿建立の際巨材の挽索に鴨川を用ひて益したるより、角倉了以は慶長十六年幕府の允許を得て二條伏見間に高瀬川を開鑿したが、これがため物價にまで影響を來したと云はれてゐる。

徳川氏は幕府を江戸に開いたので京都は延暦の舊時に復する能はず、その市街も主として豊氏再興の左京に止まつて、之に新地の開發を見たのであるが、江戸時代末期元治の變に依て屁指の街衢が再度兵燹にかゝつたが、世は明治維新に移つたのである。

明治二年車駕東幸の事あるや、久しき平安の都も昔日の

繁榮を保つこと能はず、日々に衰退せんとしたので、明治大帝は之を御転念あらせられて産業基立金として金十萬圓を賜つたので、之を元資として第一疏水事業を計畫し成功した。かくて漸次人口増加し、文物發展するにつれ種々都市施設の必要を認めらるゝに至つたが、既に平安京の街衢の制は失はれて、道路の幅員狹少となり、將來大都市の道路としては缺くる所多きを以て、市街道路擴張の議が一問題となつた。これより先き明治五年京都府知事は市民に令して若し家屋を新築するときは表側に於て必ず六尺を減退すべしとの布達を發した。爾來火災等に依る新築者は此の令に依て毎戸一間を後退して來たが、同十五年の市部會は該布達は市民の權利を蹂躪するの嫌あるを以て廢止せられんことを建議し、翌十六年府知事は市内の幹線道路を定め該布達の効力をこの幹線のみに止めんとの諮詢案を出したが市部會は之を否決したので、明治五年の布達は遂に消滅した。それで折角後退してゐた道路の兩側には盡く家屋が新築されたのである。併し明治二十八年の平安神宮紀念祭

や大博覽會等で入京の人士蜂集し、大いに道路の狭隘を感じ漸次擴張の氣運に向つてゐたが、その他都市施設の緊要を認め、明治三十年九月京都市會は臨時土木調査委員會を設置し、交通機關の整理としての道路の改修、衛生事業としての上下水道の改良、人口増加の對應策として市區域の擴張等に關し夫々専門家に委嘱し詳細なる調査をしたが、殆んど實行に至らずして數年を経過した。明治四十年に至り、京都市三大事業が計畫され道路擴張及軌道敷設のために二十二萬三千五百三十八圓を投する事としたが、道路擴張工事は同年三月十二日起業を申請し、同年五月二十二日許可されて、大正二年八月全く竣工し、當時の面目を一新して大いに發展に具ふる所があつた。當時擴築を行つた路線は東山線外六線で、その延長一三哩〇七六四、幅員は八間より十五間に及んでゐる。

併しなほ完全なる都市の發展を期するため東京市區改正條例が準用され、ついで大正九年都市計畫法の實施を見たが、本市の都市計畫事業として、先づ決定を見たのは幹線

道路の計畫であつた。即ち大正八年十二月内務省に於て、京都市區改正委員會を開き、十五路線其の延長四〇秆五八一の新築擴築設計が決定された。(この事業費三千四百八十四萬二千百十四圓) この設計原案の中第五號線河原町線(原案にては四號線なりしも決定案にては五號線となつてゐるから便宜上五號線とす)に就いて議論を生じ、木屋町線を可とするものとの兩派の間に種々意見がかわされたが、幾多の波瀾を経て遂に大正十一年六月第三回京都地方委員會で木屋町線を廢し、河原町線復活を決議するに及んで漸く終局をつけ、同年七月十二日内閣の認可を得た。その結果、事業費總額參千七百萬圓を要する事となつた。

更に同線は之を南に延長して十四號線(鹽小路線)と聯絡せしめ、附近土地の改善整理を促し且つ電車運轉系統を整へる爲めに第五號線及第十四號線の變更案を大正十三年十月の地方委員會に附議して決定を見、翌十四年四月十四日内閣の認可を得た。この結果全路線の延長四〇秆七五三となり事業費は三千七百八十五萬圓となつた。尙第四號線

の現設計は東今出川通に沿ひ屈曲甚しきを以て可及的直線たらしむ可く、その一部變更及第四號線の變更に對應せしめんとする第六號線の一部變更を昭和四年十一月の京都地方委員會に附議し決定を見たが、それによれば全路線の延長は稍減じて四〇糠五一五となるが、この結果による路線別延長及幅員は左の通りである。

路線番號	延長	幅員	路線番號	延長	幅員
一 新二三〇六	米(一五間)	二 糠三モニ元	一 糠三〇六	二 一・五六	糠三モニ元
三 四・至六	二モニ三	四 四・至七	三 四・七四	五 一・六〇	三・八一
五 七 一・六〇	三・八一	六 一・四〇	六 一・四〇	七 一・三九	三・八一
九 一 一・九三	三・八一	十 一・〇七	八 一・三九	九 一・三五	三・八一
一一 一 一・三八	三・八一	一二 一・五七	一一 一・五七	一三 一・二四	三・八一
一五 一 一・〇六	三・八一	一四 一・〇〇	一四 一・〇〇	一五 一 一・二四	三・八一
一五 一 一・〇六	三・八一	合計	四〇・五五	一五 一 一・二四	

而して本事業は初め十ヶ年計畫として大正十年八月十一日其事業年度割の認可をうけたが、其後第五號線の一部變

更により大正十二年七月二十日之が變更認可を得、尙同十三年九月二十五日、同十五年三月三十一日及び昭和二年五月二十八日の四回の變更をなして今日に及んで居る。

なほ右決定路線の内大正十一年八月初めて第一號線の一

部及第七號線即ち烏丸延長線の工事に着手し、同十二年十一月竣工したが、現今既に竣工を告げたものは、第一號線

の一部である前記小山上總町出雲路内河原町間及七條大宮同新千本間、丸太町通四條間、第四號線の一部たる寺町今出川河原町今出川間、淨土寺西田町より田中門前町に至るもの、第五號線の河原町今出川より鹽小路通まで、第七號線鳥丸今出川小山上總町間、第八號線の聖護院山王町より吉田泉殿町に至る間、第十一號線聚樂廻東町西の京圓町間、第十三號線本町十三丁目より妙法院前まで、第十四號線高倉通より河原町通に至るもの及び第十五號線である東大路仁王門より疏水に至る間で、工事執行中のものは第四號線

の聖護院山王町より岡崎天王町まで、第九號線の今出川通千本鷹野花の坊町間及び第十二號線たる大宮通四條より西

院村西院に至る間等である。この道路新設擴築等の場合にあたり郡市計畫法による受益者負擔規程を設けて、工事費の一部を沿道受益者に負担せしめてゐる。一方この外割路線の沿道に於て、土地區劃整理を行ひ、外割路線新設敷地を整理地區に提供せしめ、この路面工事及地上物件等の補償費は市に於て負擔する方法を立て、大正十四年九月二十日内閣の認可を得て、これ亦銳意實施進捗中である。

この他都市計畫事業として京阪、京津兩國道の道路新設並に擴築事業を決定したが、前者は昭和三年七月認可をうけ、府知事に於て實施中のものであり、後者は本市に於て昭和三年七月十九日内閣の認可を得、事業費七拾萬圓を以て目下工事執行中であるが、蹴上神宮前通間延長六三六米四に及んでゐる。

又本市を繞る周圍部は在來農耕地であつて、何等一定せる道路系統なく、甚だ亂雜な發達をなしてゐたが、この點に鑑みる所ありて、曩に決定した十五事業路線及び從前の中市内幹線道路と相應する幅員一米以上の道路決定の必要

を認め、都市計畫敷地割調査會を設け慎重調査して成案を得たので之を申請し、その一部の住居地域に於けるものは、昭和二年二月認可を得た。この總延長六六・三七九米に及んでゐる。又工業地域方面のものも昭和三年五月認可されたが、この延長總數五七・七八一米であつて、これに依てさきの十五事業路線と相まつて本市の都市計畫街路網は漸く決定された譯である。

本市内の道路の名稱は平安京以來のものの外は明治四十二年に十五路線、大正二年に四線路の公定を見たのみで其の他は自然坊間に呼稱され來つたもので、同一の道路でありながら一二三の名稱を有するものもあり、全く異なる道路で同一の名稱をとるものもあつて市民の日常生活上多大の迷惑を與へて居るのみならず道路管理上にも種々困惑を來すのおそれがあるのみならず、本市に於ける都市計畫事業の進捗と共に既に開設せられ或は計畫せられたる道路についても豫めその名稱を選定しあくのは在來の様に路線番號のみで呼稱するよりも市民に親灸し易からしめ開設と同時に

路線の名稱があるにより他の煩しい名稱の自然に呼稱されるのを防止しうる便もあり、この兩者を合せて從來呼稱されて居るもので妥當なものはこれを公定し、改定す可きものは改定し、選定すべきものは選定するの必要を認めたが、千年の舊都たる本市にあつては道路名稱は歴史と多大の關係を有してゐるので、これを尊重し、且市民の日常生活の便を考慮すべきことを思ひ、夫々斯學の大家有識者に委嘱し、原案たる本市土木局作製の道路名稱案東西線七三、南北線一〇四に夫々選定理由を附し、諮詢し、昭和三年五月二十四日、その中一六一通について線路名が公定せられ、本市告示を以て公告された。

上述の如く本市街路網は都市計畫事業による幹線道路の決定に依てその面目を一新し、着々其の工事も進捗してゐるが、他面又在來道路維持は市内を四工區に分ち、各出張所を設け監督員及定備工夫を配置して、其の維持修繕に當らしめてゐる。この總延長三七二、七八六米、面積二、六六一、〇五二平方米に及んでゐる。路面鋪裝に就いては曩に

四、五の主要街路其他に實施したが、近時市内の交通は益々繁激の度を加へ特に自動車の交通は其の發達底止する所を知らず、之れがため砂利道は破壊相次ぎ啻に交通上不利不便なるに止まらないで市民の保健衛生其他都市の美觀等より觀ても、これが鋪裝の普及を圖ることは焦眉の急務であるので、昭和四年豫算審議の市會に十ヶ年間繼續的に本市内道路鋪裝實施計畫の下にその第一年度實施豫算五五五、〇〇〇圓を提案し、その議決を見、なほ將來の實施は市内街路現下の交通量並地下埋設物整理の關係及將來施行すべき下水道計畫等より路面鋪裝緩急及程度を斟酌して其の施行年度を昭和五年度より同十三年度に至る九ヶ年間繼續施行とし、この總工費六百三十九萬二千六百四圓の事業財源は受益者負擔金及事業經濟より生ずる收益金の繰入其他を以て充當すとの實施計畫の諮詢をなし是亦可決する所となつた。これに依て本市内主要街路の鋪裝計畫は漸く決定を見たのである。又街路樹は既に平安京に栽植せられたことは前述したが、從來並木保護については、明治六年太政官

布告があり、又同七年內務省達あり、夫々保存、補植は出来て居るが、近時一層保護に意を用ひ、新設改築する街路で幅員の大きなものは植樹を勵行してその綠化増進を計つてゐるが、その主なる種類は柳、黒松、櫻、ボプラ、百合樹、桂、公孫樹、楓、プラタナス、ニセアカシヤ、トゲナシニセアカシヤ等で、總計八、八四六本を算へる。街路照明についても市費設備のものと、市民直接設置のものとあるが、市設燈數は約五、〇〇〇燈で毎年度要してゐる経費は五萬圓内外で、市設のものは比較的私設のものの少ない箇所に多い。又私設の街路照明装置の爲めにする道路占用料は特免されてゐるが、公告は一切附加せしめぬことになつてゐる。

即ち本市は平安京創設當時既にかの有名な佛國シャンゼリゼエ街にあへておどらない朱雀大路を有し道路も完成してゐたが、中古大いに衰微し、道路も荒廢した。併し近古に及んで漸次復興するに至り、現在本市は三回の隣接町村の編入に依て著しく市域を増大したが、近時人口増加し、

殊に其の發展は周圍部に延ぶるものあるにかんがみ、更に隣接町村を編入せんとする計畫もあるが、本市は比較的殷賑なる中央部を商業地域にあて、東北部を住居地域とし、西南部を工業地域と定めて、將來の發展に備へたが、街路網も之に對應する爲め、古の右京を含むは勿論、東北南部共に著しく外方にのびて之が計畫を定めてゐるので、完成の曉は完全なる幹線道路を有するものと考へる。

